

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第18回）

議事録

1. 日時

令和6年11月27日（水）11：45～12：15

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）、山本隆司（東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）

総務省：

竹内総務事務次官、湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、吉田総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、石谷事業政策課調査官、渡部事業政策課市場評価企画官、小杉事業政策課課長補佐、榎事業政策課課長補佐

4. 配布資料

資料 18－1 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終報告書（案）

資料 18－2 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終報告書（案）概要

参考資料 第17回会合における追加意見

5. 議事概要

1 開会

2 議題

(1) 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終報告書(案)について

(2) その他

3 閉会

開 会

○山内主査 皆様、どうも本日もお忙しい中、御参加をいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより、通信政策特別委員会第18回会合を開催いたします。

本日も、WEB会議を併用しての開催とさせていただきます。WEB形式では、相田委員、大谷委員、関口委員、藤井委員、矢入委員、山本委員の6名が御参加されております。

本日は、これまでの議論等を踏まえまして、最終報告書（案）を御議論いただきたいと思います。

それでは、恐縮でございますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。プレスの方は御退出をお願いいたします。

（プレス退室）

（１）市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終報告書（案）について

○山内主査 それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

まずは、事務局から最終報告書（案）について御説明いただきまして、その後、質疑、意見交換と進めていきたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○渡部市場評価企画官 それでは、事務局から、最終報告書（案）について御説明いたします。報告書案本体は資料18－１となりますが、大部になりますので、資料18－２の概要に基づいて御説明をいたします。

なお、NTT法における担保措置等の在り方について、林委員から、前回会合での議論を踏まえて、本来業務や公正競争に支障のない合併等の範囲及び財務諸表の提出義務について追加コメントを提出いただいておりますので、報告書案に反映するとともに、参考資料として配付をしております。

それでは、資料18－２の１ページを御覧ください。

基本的考え方等でございます。❶では、2020年のNTT法等改正法の施行後３年見直

し規定に基づき、昨年８月に諮問され、通信サービスが全国に届くユニバーサルサービス、低廉で多様なサービスが利用できる公正競争、国際競争力、経済安全保障の４点の確保を基本に議論を進めてきたとしております。

②では、検討の経緯として、2024年２月の第一次答申で、国際競争力の強化を進める上で、早期に結論を得られた事項を「速やかに実施すべき事項」として整理し、2024年４月に成立した改正ＮＴＴ法で措置されたこと、それ以外の事項を「今後更に検討を深めていくべき事項」として整理し、今般、ユニバーサルサービス、公正競争、経済安全保障の各ワーキンググループでの議論等を踏まえ、最終報告書（案）を取りまとめたことを記載しております。

２ページを御覧ください。最終報告書（案）の構成でございます。

全体を５つの柱で構成しており、ユニバーサルサービス、公正競争、経済安全保障については、各ワーキンググループからの報告書をそのまま反映し、国際競争力、ＮＴＴに関する担保措置等の在り方については、前回までの本委員会での議論を基に取りまとめております。

３ページを御覧ください。ユニバーサルサービスの確保の在り方のうち、ブロードバンドに関する項目でございます。

現状と課題でございますが、「未整備地域の解消」と「公設光ファイバの民設移行の促進」が課題であること、電話とは異なり提供者がいない地域でブロードバンドを提供する責務を担う者がいない状況であること、不採算地域の効率的なカバーに無線の積極的な活用が必要であることを記載しております。

取組の方向性では、固定ブロードバンドが、全国あまねく利用できる環境を整備するために、次の取組を行うことが適当としております。

①最終保障提供責務を新設すること、②その責務の担い手は、交付金を受ける適格事業者がいる地域では適格事業者とし、適格事業者がいない地域ではＮＴＴ東西とすること、③責務の担い手が協力を求めた場合は、近隣の事業者に協議に応じる義務を課すこと、④不採算地域等に関し、モバイル網による固定ブロードバンドをユニバーサルサービスに追加すること、⑤都市部以外では、都市部を上回る料金の設定を原則禁止することとしております。

４ページを御覧ください。ユニバーサルサービスの確保の在り方のうち、電話に関する項目でございます。

現状と課題として、ＮＴＴ東西のメタル回線設備は2035年頃に維持限界の見込みである中、当面は、相当数残存する既存利用者の保護と円滑な移行促進が必要であること、今後、ＮＴＴ東西の赤字は拡大の見込みで、交付金肥大化による国民負担の増加を回避するため、無線の活用等による効率的な提供も必要であること、また、居住地域での携帯電話をユニバーサルサービスに位置付けるかどうかも論点であることを記載しております。

取組の方向性では、引き続きあまねく提供を効率的に確保するとともに、メタル回線設備の円滑な縮退を図る観点から、次の取組を行うことが適当としております。

①モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに追加すること、②電話のあまねく提供責務は最終保障提供責務に見直すこと、③責務の担い手、近隣事業者の協議応諾義務、料金規制は、ブロードバンドの場合と同様とし、メタル固定電話の利用者の残存区域では、ＮＴＴ東西の業務区域の縮小は制限すること、④ＮＴＴは、メタル回線設備の移行計画を早急に策定し、総務省において検証することとしております。

また、携帯電話をユニバーサルサービスとすることは、今後の技術の進展等を踏まえ、継続検討が適当としております。

５ページを御覧ください。公正競争の確保の在り方のうち、ＮＴＴ東西の業務範囲に関する項目でございます。

現状と課題として、ＮＴＴ東西の営業収益は、20年前の約３分の２に減少していること、ＮＴＴ東西の本来業務が県内通信に限定されている一方、ブロードバンドやＩＰ電話は距離に依存しないＩＰ網で提供されており、メタル固定電話もＩＰ網への移行により距離別の料金・サービスはなくなる状況であること、ＮＴＴは事前届出が必要なＮＴＴ東西の活用業務の柔軟な実施を要望していることを記載しております。

取組の方向性では、経営自由度の向上を図る観点から、ＮＴＴ東西の業務範囲規律について次の緩和を行うことが適当としております。

①県域業務規制を撤廃すること、②活用業務について、事前届出を見直し、事後検証とすること、③ＮＴＴ東西の合併等の認可は、本来業務や公正競争への影響が少ない小規模な非電気通信事業者を対象外とすること、④携帯電話やインターネット接続業務等は引き続き禁止し、法令上明確化することとしております。

また、これら規制緩和に伴うセーフガード措置として、在籍出向の禁止やグループ内外での不公平な取引条件の禁止等の累次の公正競争条件のうち必要なものを法定化する

ことが適当としております。

6 ページを御覧ください。公正競争の確保の在り方のうち、N T T の通信インフラの適切な設置・維持等に関する項目でございます。

現状と課題として、全国規模の線路敷設基盤をはじめ、N T T 東西の通信インフラは我が国の通信全体を支える基幹的なインフラであり、電気通信設備については、重要な設備の譲渡等の認可と自己設置要件がある一方、線路敷設基盤には適切な設置・維持を確保するための規律がないこと等を記載しております。

取組の方向性では、1 点目として、N T T 東西の「線路敷設基盤」の譲渡等は認可制を導入すること、自己設置要件は維持することが適当としております。

2 点目として、グループ内優遇等を禁止する禁止行為規制について、目的外利用等の禁止対象に、卸役務の関連情報を追加した上で、市場支配的事業者による大規模なグループ内会社との合併等は、登録の更新制で合併等審査の対象に追加することが適当としております。

3 点目として、インフラシェアリング事業者が認定を受けた場合は、適正・公平な利用等を確保した上で、公益事業特権を付与することが適当としております。

4 点目として、国内電報・国際電報は、電気通信事業法ではなく信書便法で規律することが適当としております。

7 ページを御覧ください。国際競争力の強化の在り方でございます。

現状と課題として、デジタル収支の赤字額は過去10年で2倍以上に拡大していること、我が国企業の研究開発や新サービスの創出等が伸び悩むと、経済安全保障や競争上も問題であること、グローバル市場では、A I 社会を支えるデジタルインフラの需要が増大しており、国際競争力強化に官民が戦略的に取り組むことが重要であることを記載しております。

取組の方向性では、「技術で勝てても商売で勝てない」という問題意識の下、総合的に取り組むことが必要とし、N T T については、研究開発責務の廃止等を踏まえ、I O W N 構想を通じたビジネスとしての成功という出口を見据えた上で、一層の取組の加速化が強く期待されるとしております。

また、総務省は、覚悟を持って取り組む民間事業者の後押しをしていくことが必要であり、N I C T は、産学官の取組の中核としての役割がより一層求められることを踏まえ、機能強化策等について戦略的に検討を深めていくべきとしております。

海外展開については、従来よりも大規模なプロジェクト支援を行い得る環境の整備、関係省庁・関係機関との連携やJ I C Tによるリスクマネー供給を強化しつつ、官民を挙げて取組を推進することが重要としております。

8 ページを御覧ください。経済安全保障の確保の在り方でございます。

現状と課題として、通信事業者には外為法の個別投資審査が課され、さらに、N T T にはN T T 法の外資総量規制が課されていること、N T T からは、外資総量規制を廃止し、個別投資審査を強化すべきとの意見があること、財務省では、外為法の個別投資審査について、投資家属性に照らしてリスクが典型的に低いと認められない外国投資家が事前届出の免除制度を利用できないようにする等の見直しを検討中であることを記載しております。

取組の方向性では、N T T の通信インフラが我が国の通信インフラを支える公共的な役割があることや、配当目的の株式取得には支障が生じないこと、外為法による代替は困難であることから、N T T 法の外資総量規制は維持することが適当とし、その遵守状況を定期的に確認する制度を導入することが適当としております。

また、個別投資審査の強化は、経済安全保障上のリスクに対し有効である一方、投資家への影響などの検討が必要とし、外為法の制度見直しの検討は、両者のバランスに配慮したものであり、国際約束との整合性が認められるのであれば望ましく、その対応状況等を踏まえつつ、継続検討が適当としております。

9 ページを御覧ください。N T T に関する規律の担保措置等の在り方でございます。

現状と課題として、2024年のN T T 法改正で、外国人役員規制の緩和、役員選解任認可の緩和、剰余金処分の認可の撤廃が実施されたこと、現在はN T T の業務・責務の適切な履行を担保するため、政府の株式保有義務や、定款変更、合併等や事業計画の認可制、財務諸表の提出義務等が設けられていることを記載しております。

取組の方向性では、今回、N T T 持株・東西の目的・業務に基本的に変更はないため、担保措置の必要性も基本的に変わりはないとし、政府の株式保有義務は維持することが適当、定款変更、合併等、事業計画等の認可も維持することが適当としております。

ただし、N T T 東西の合併等認可では、小規模な非電気通信事業者との合併等は対象外とし、財務諸表の提出義務は、公表資料が入手可能であるため、撤廃することが適当としております。

法形式については、「引き続きN T T 法に規定する案」と「電気通信事業法に規定し、

結果としてNTT法を廃止する案」の主に2つが考えられますが、総務省において、技術的な面にも留意した上で、必要な規律を適切かつ確実に担保できる形式を検討することが適当としております。

10ページを御覧ください。

最後に、取組の方向性として結論が得られた29項目については、時代に即した見直しを迅速に行うため、総務省において速やかに制度整備を行うことが適当としております。

以上、最終報告書（案）の概要の説明でございました。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。ただいま御説明いただきました内容について、御意見あるいは御質問のある方は御発言願います。WEB上の方は挙手またはチャットでお知らせください。いかがでございましょう。

渡井委員、どうぞ。

○渡井専門委員 渡井でございます。経済安全保障について、一言コメントを申し上げます。最終報告書（案）では、これまでの議論を全て反映していただきまして、有り難く思っております。

外資総量規制については、継続的な検討を要することと、遵守状況を定期的に確認する制度の導入することの2点が結論となっておりますが、言うまでもなく、電気通信事業者の皆様と総務省をはじめ産官の連携・協働が前提であることを、確認として申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。藤井委員、どうぞ御発言ください。

○藤井専門委員 藤井でございます。報告書を上手くまとめていただきまして、ありがとうございます。報告書（案）に関しては賛同しております。

資料18－2の7ページ目、国際競争力強化について、1点だけコメントさせていただければと思います。

NICTの産学官連携による基礎的・基盤的研究の中核の役割が示されていますが、これについては強く賛同するものでございます。

私もNICTの研究者とは共同研究などで研究取組の経験がありますが、一つの課題としては、NICTが委託研究の管理業務と研究開発業務の双方を担っていることから、

その両方の関係が複雑になっていることがあると思います。

例えば、N I C Tの研究者と共同で、N I C Tが委託するB e y o n d 5 Gの基金に携われないこともありまして、産学官連携の機能強化には、委託を出す側の機能と、委託を受ける側の機能の両立の方法などはしっかり検討いただいて、上手く産学官連携の核となれるようにしていただければ良いのではないかと考えております。

以上、コメントでございます。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしければ、ここで、本日御欠席の林委員から、今回の最終報告書（案）についてコメントが届いているとのことですので、事務局から代読をお願いいたします。

○渡部市場評価企画官 事務局でございます。林委員から、参考資料とは別に、最終報告書（案）に対するコメントをお預かりしてございます。登録の更新制の見直し等についてのコメントでございます。代読をさせていただきます。

最終報告案の全般について異論はない。特に、市場支配的事業者がグループ内会社との合併等を通じて禁止行為規制を潜脱することを未然に防止するため、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査の対象とするとの考えが示されたが、これに賛同する。以下、最終報告書（案）自体に修正を要求するものではないが、登録の更新制の対象見直しについて、今後の検討課題としてではあるが、意見を述べておきたい。

私が構成員を務める電気通信市場検証会議においても、N T T持株によるN T Tドコモの完全子会社化を契機とするN T Tドコモグループ内の組織再編により、禁止行為規制が潜脱される問題が競争事業者から提起されていた。この問題には、当時構成員からも指摘があったように、市場支配的事業者が禁止行為規制で規律された特定関係法人与合併して当該特定関係法人との取引が消滅したとしても、その企業結合を審査する権限がないという根本的な課題が内在していた。

今回、登録の更新制により、総務省に審査権限が付与されることは、禁止行為規制の形骸化を防ぐ意味でも望ましい姿である。

今回、審査の対象として、グループ内会社との「合併等」の形態が示されているが、企業結合の形態には、合併や分割による事業承継、事業譲渡や株式取得など様々な形態がある。禁止行為規制が潜脱される形態としては、前述のように、規制対象事業者が禁

止行為規制で規律された特定関係法人与合併し、又は、特定関係法人を完全子会社化等することにより、当該特定関係法人が行う業務が統合され、当該特定関係法人との取引が消滅すること等が考えられる。

このように、潜脱し得る企業結合形態には、合併だけでなく、株式取得や事業譲渡等、様々な形態が考えられるため、予めあらゆる形態について、当該特定関係法人との取引が消滅するか否かを検討したうえで、審査対象となる企業結合の範囲を今後検討することが重要である。

特に、完全子会社化を通じて、親会社である規制対象事業者の事業が子会社に移管され、実質的に同一の事業体として機能している場合等には、禁止行為規制を回避しているとも捉えられるため、当該子会社も規制対象事業者とみなして審査対象とすること等の検討も必要である。

また、市場支配力の観点で言えば、親子会社間での事業統合等により、競争単位が減少する場合があるため、株式取得であっても、市場の集中度、市場シェアが高まる可能性があることに留意が必要である。

なお、NTT法においても、特殊会社であるNTT持株及びNTT東西が、旧NTTからの分離会社（NTTデータ、NTTドコモ、NTTコムウェア又はNTTコミュニケーションズ）を含め、他社と合併する場合には総務大臣認可事項とされているが、認可する際には、NTT法上の業務・責務を履行するうえで、担保措置の観点だけでなく、公正競争上の配慮も必要である。

事業を行わないNTT持株であっても、前述のように、完全子会社化等を通じてグループ配下の事業統合を図ることにより、統合先の事業会社の市場支配力が強化される可能性があることから、合併だけでなく、株式取得等を認可対象にすることも含め、検討することが求められる。なお、合併以外の組織再編については、その内容を省令で具体化するということが選択肢として考えられよう。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございました。コメントとして、事務局で受け取っていただければと思います。

ほかに御発言ございますでしょうか。

本日は、最後の会合でございますので、最終報告書（案）に限らず、全体を通じて、何か御意見、御感想等ありましたら御発言いただきたいと思いますのですが、いかがでしょう。

どうぞ、長田委員。

○長田専門委員　長田でございます。感想となりますが、資料18－2の8ページ目、法形式について、一言気持ちをお伝えしたいと思います。

NTTには、今後も最終保障提供責務があり、我々の通信を守っていただく存在となりますが、いずれにしろ、この検討が始まった当初は、特に通信を守るために多大なお金と努力が必要な地域に住んでいらっしゃる方々から、非常に動揺がありまして、「大丈夫なのか」、「NTTは我々のことをもう見てくれないのか」との率直な感想が私にも寄せられました。

国民の気持ちとしては、NTT法がなくなって、電気通信事業法にその規律が移ることを、そのまましっかりと受け止めることもなかなか難しいのではないかと少し思っております。それから、日本の通信をずっと守ってきれていた存在だったのが、一般の会社になったとしても、その存在は他の電気通信事業者と違うことをはっきり分らせるためには、やはりまだまだNTT法で規定していただくのが、国民には分かりやすいのではないかと思っておりますので、そのことをお伝えしたいと思いました。

以上です。

○山内主査　ありがとうございます。

そのほかに、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。それでは、本日の議論はこれまでとさせていただきます。

皆様の御発言に、特に修正が必要と思われる内容はなかったと考えますので、本日の最終報告書（案）のとおりとさせていただきたいと思います。

なお、本報告書については、私から、12月2日に開催予定の電気通信事業政策部会に報告をさせていただきます。

（２）その他

○山内主査　それでは、最後に事務局から、何かございましたらお願いいたします。

○小杉事業政策課課長補佐　取りまとめいただいた最終報告書につきましては、後日、事務局より皆様に御連絡いたします。

本日はお昼の時間帯にもかかわらず、御参加いただきましてありがとうございました。

閉 会

○山内主査　それでは、本日の議事は以上とさせていただきます。

本日进行まして、通信政策特別委員会は閉会させていただきますが、構成員の皆様におかれましては多様な視点から、また、精力的に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

以上